

①国名	<b>India (IN)</b> <b>(インド)</b>				
②名称	Ministry of Commerce and Industry / Department for Promotion of Industry and Internal Trade <b>Office of the Controller General of Patents, Designs and Trademarks (CGPDTM)</b>				
③所在地	Bhoudhik Sampada Bhavan, Near Antop Hill Head Post Office, S.M. Road, Antiop Hill, Mumbai-400037				
④連絡先	(電話) (91 22) 241 32735 (FAX) (91 22) 241 23322 (E-mail) mumbai-patent@nic.in (internet) www.ipindia.nic.in/				
⑤組織の長	Controller General of Patents, Designs and Trade Marks: Mr. Sh O P Gupta				
⑥沿革	<p>(1) インドにおいて排他的権利の性質を持つ最初の規定は、インドが英国支配下にあった1856年に導入された。そして、この最初の規定に、意匠に関する規定が追加されて1872年に特許意匠保護法となった。</p> <p>(2) 1970年に特許法が制定され、1972年4月2日に施行された。インドにおける特許法は、この1970年法を基礎にしている。その後、1999年の特許法改正によって改正されている。</p> <p>(3) 意匠法は、2001年5月11日に改正法が施行された。</p> <p>(4) 商標法は、2003年9月15日に改正法が施行された。</p> <p>(5) インドにおいては、TRIPS協定に適合する新たな特許関係法令が2005年3月23日に議会で可決され、2005年1月1日から施行されていた大統領令が正式に施行されている。これにより、インドにおいても物質特許が認められるようになった。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、地理的表示				
⑩加盟条約	WIPO 1975/5/1	ベルヌ 1928/4/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック) 1983/10/19	パリ 1998/12/7	PLT	レコード保護 1975/2/12	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2018/12/25	WPPT(実演及びレコード) 2018/12/25
	ブダペスト 2001/12/17	ヘーグ ロンドンアクト    ヘーグアクト    ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 2013/7/8	PCT 1998/12/7	ロカルノ 2019/9/7	ニース 2019/9/7
	ストラズブール	ウィーン 2019/9/7	WTO 1995/1/1		

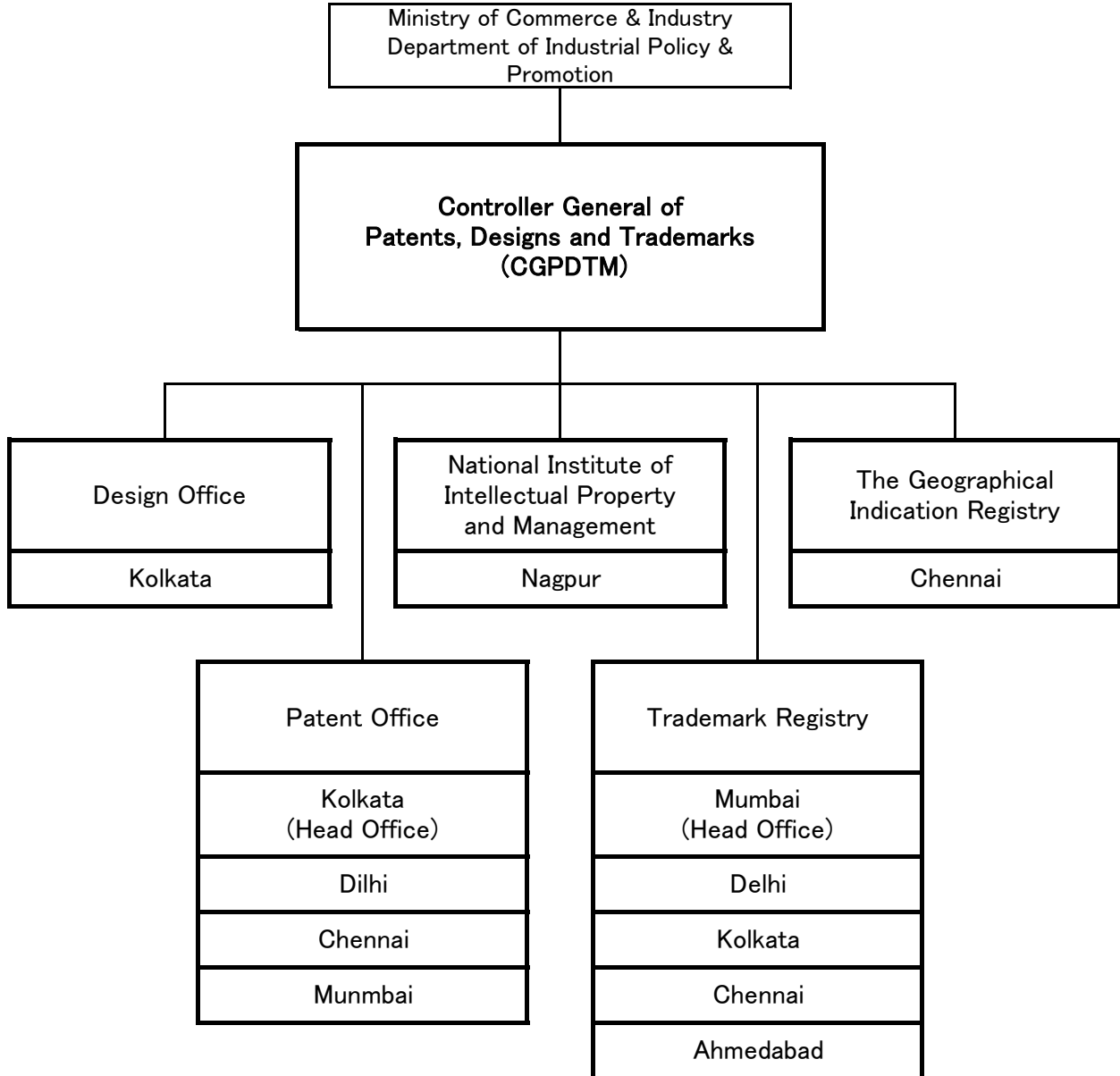
①国名	India (IN) (インド)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	46,582	50,055	53,627	56,771
		(内 外国出願)	31,621	33,766	34,173	33,630
		(内 日本から)	4,490	4,676	4,853	4,826
		(内 PCTルート)	26,373	27,688	28,155	26,956
	意匠	全数	11,117	12,632	13,723	12,793
		(内 外国出願)	3,583	3,704	4,342	3,831
		(内 日本から)	470	393	475	410
	商標	全数	266,170	324,016	348,941	407,026
		(内 外国出願)	23,688	26,266	26,648	24,742
		(内 日本から)	1,186	1,258	1,111	1,134
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	12,387	13,908	23,578	26,361
		(内 外国出願)	10,675	11,597	19,888	21,373
		(内 日本から)	1,623	1,946	3,357	4,381
		(内 PCTルート)	9,227	10,179	17,255	18,453
	意匠	全数	10,188	8,198	13,710	8,721
		(内 外国出願)	3,566	2,776	4,058	2,849
		(内 日本から)	498	346	496	349
	商標	全数	320,776	340,183	301,610	239,742
		(内 外国出願)	33,638	33,715	29,485	25,524
		(内 日本から)	1,815	1,845	1,523	1,232
	(出典): WIPO IP Statistics					

①国名

India (IN)  
(インド)

⑫ 組 織

<組織図> インド特許庁は、Ministry of Commerce and Industry(通商産業省)下の  
Department of Industrial Policy and Protection (産業政策振興局)のの下部組織である。



(出典): インド特許庁HP Annual Report 2008-2009

①国名	India (IN) (インド)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2015年3月11日施行
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (特許法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)。 (特許法第6条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居住の出願人は、送達が郵便によって行われるため、インドにおける送達用の宛先を定める必要があり、インドにおける公認の特許代理人を選任しなければならない。 (特許法第149条)
	⑦出願言語	ヒンディー語、英語。 (特許法規則 9)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第45条、同法第53条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物。 (特許法第25条)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れの場合も開示日から12月。 (1) 公認の博覧会における発明の展示又は実施による当該発明の開示の場合。 (2) 真正かつ最初の発明者が、学会において論文に記載して、又は学会の会報に記載して公表したことによる当該発明の開示の場合。 (特許法第31条)
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (特許法第3条、第4条) (1) 取るに足らない発明又は自然法則に反する発明 (2) 発明の目的とした用途が公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命、健康又は環境に深刻な害悪を及ぼす発明 (3) 科学原理の発見又は抽象的理論の形成、又は現存生物又は非生物物質の発見 (4) 既知の物質の新しい性質若しくは新しい用途の単なる発見 (5) 物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質又は当該物質を製造する方法 (6) 農業又は園芸についての方法 (7) 人の内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的、その他の処置方法 (8) 微生物以外の植物及び動物の全部又はそれらの一部 (9) 数学的若しくは営業の方法又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム (10) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品又は他の何らかの審美的創作物 (11) 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法又はゲームをするための方法 (12) 情報の開示 (13) 集積回路の回路配置 (9) 事実上、古来の知識である発明 (10) 原子力に関連する発明
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願人は、対応外国出願がある場合には出願日から6月以内に対応外国出願に関する情報を提出しなければならない(提出義務に従わないときは異議理由(特許法第25条1h)、取消理由(特許法第64条1m)となる。特許法第8条、特許規則12)。インド特許庁においては、提出された情報をもとにさらに先行技術調査を行い、特許要件について判断される。 (特許法第12条、第13条)
	⑬審査請求制度の有無	有。審査請求は、出願日又は優先日から48月以内行わなければならない。 (特許法第11B条、規則24B)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第11A条)
	⑯異議申立制度の有無	有。特許出願が公開されたが特許が付与されていない場合は、利害関係人は何人も異議申立を行うことができる。 特許付与後で特許付与の公告の日から1年間の満了前、利害関係人は何人も異議申立を行うことができる。 (特許法第25条)

①国名	India (IN) (インド)																																																													
⑰無効審判制度の有無	無効審判制度:有。 その付与が本法施行の前か後かを問わず、利害関係人若しくは中央政府の申立に基づき審判部が又は特許侵害訴訟における反訴に基づいて高等裁判所がこれを取り消すこと。 (特許法第64条(1))																																																													
⑱実施義務	有。期間は3年。特許付与後、継続して3年間の不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第84条(1))																																																													
⑲費用 単位 INR (インド・ルピー)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 472 1527 835"> <tr> <td>出願料:紙</td> <td>1,760 INR(*1)</td> <td>4,400 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>出願料:電子</td> <td>1,600 INR(*1)</td> <td>4,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>出願付加料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30頁をを超える場合:紙</td> <td>352 INR(*1)</td> <td>440 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>30頁をを超える場合:電</td> <td>320 INR(*1)</td> <td>400 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>10項を超えるクレーム:紙</td> <td>176 INR(*1)</td> <td>880 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>10項を超えるクレーム:電</td> <td>160 INR(*1)</td> <td>800 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料:紙</td> <td>4,400 INR(*1)</td> <td>11,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>審査請求料:電子</td> <td>4,000 INR(*1)</td> <td>10,000 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>早期公開請求料:紙</td> <td>2,750 INR(*1)</td> <td>6,875 INR(*2)</td> </tr> <tr> <td>早期公開請求料:電子</td> <td>2,500 INR(*1)</td> <td>6,250 INR(*2)</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 864 1527 1189"> <tr> <td>年金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-6年次 紙</td> <td>880 INR(*1)(毎年)</td> <td>2,200 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>800 INR(*1)(毎年)</td> <td>2,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>7-10年次 紙</td> <td>2,640 INR(*1)(毎年)</td> <td>6,600 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>2,400 INR(*1)(毎年)</td> <td>6,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>11-15年次 紙</td> <td>5,280 INR(*1)(毎年)</td> <td>13,200 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>4,800 INR(*1)(毎年)</td> <td>12,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>16-20年次 紙</td> <td>8,800 INR(*1)(毎年)</td> <td>22,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> <tr> <td>電子</td> <td>8,000 INR(*1)(毎年)</td> <td>20,000 INR(*2)(毎年)</td> </tr> </table> <p>(注) *1: 個人 *2: 個人以外の法人(小規模団体)</p>		出願料:紙	1,760 INR(*1)	4,400 INR(*2)	出願料:電子	1,600 INR(*1)	4,000 INR(*2)	出願付加料			30頁をを超える場合:紙	352 INR(*1)	440 INR(*2)	30頁をを超える場合:電	320 INR(*1)	400 INR(*2)	10項を超えるクレーム:紙	176 INR(*1)	880 INR(*2)	10項を超えるクレーム:電	160 INR(*1)	800 INR(*2)	審査請求料:紙	4,400 INR(*1)	11,000 INR(*2)	審査請求料:電子	4,000 INR(*1)	10,000 INR(*2)	早期公開請求料:紙	2,750 INR(*1)	6,875 INR(*2)	早期公開請求料:電子	2,500 INR(*1)	6,250 INR(*2)	年金			3-6年次 紙	880 INR(*1)(毎年)	2,200 INR(*2)(毎年)	電子	800 INR(*1)(毎年)	2,000 INR(*2)(毎年)	7-10年次 紙	2,640 INR(*1)(毎年)	6,600 INR(*2)(毎年)	電子	2,400 INR(*1)(毎年)	6,000 INR(*2)(毎年)	11-15年次 紙	5,280 INR(*1)(毎年)	13,200 INR(*2)(毎年)	電子	4,800 INR(*1)(毎年)	12,000 INR(*2)(毎年)	16-20年次 紙	8,800 INR(*1)(毎年)	22,000 INR(*2)(毎年)	電子	8,000 INR(*1)(毎年)	20,000 INR(*2)(毎年)
出願料:紙	1,760 INR(*1)	4,400 INR(*2)																																																												
出願料:電子	1,600 INR(*1)	4,000 INR(*2)																																																												
出願付加料																																																														
30頁をを超える場合:紙	352 INR(*1)	440 INR(*2)																																																												
30頁をを超える場合:電	320 INR(*1)	400 INR(*2)																																																												
10項を超えるクレーム:紙	176 INR(*1)	880 INR(*2)																																																												
10項を超えるクレーム:電	160 INR(*1)	800 INR(*2)																																																												
審査請求料:紙	4,400 INR(*1)	11,000 INR(*2)																																																												
審査請求料:電子	4,000 INR(*1)	10,000 INR(*2)																																																												
早期公開請求料:紙	2,750 INR(*1)	6,875 INR(*2)																																																												
早期公開請求料:電子	2,500 INR(*1)	6,250 INR(*2)																																																												
年金																																																														
3-6年次 紙	880 INR(*1)(毎年)	2,200 INR(*2)(毎年)																																																												
電子	800 INR(*1)(毎年)	2,000 INR(*2)(毎年)																																																												
7-10年次 紙	2,640 INR(*1)(毎年)	6,600 INR(*2)(毎年)																																																												
電子	2,400 INR(*1)(毎年)	6,000 INR(*2)(毎年)																																																												
11-15年次 紙	5,280 INR(*1)(毎年)	13,200 INR(*2)(毎年)																																																												
電子	4,800 INR(*1)(毎年)	12,000 INR(*2)(毎年)																																																												
16-20年次 紙	8,800 INR(*1)(毎年)	22,000 INR(*2)(毎年)																																																												
電子	8,000 INR(*1)(毎年)	20,000 INR(*2)(毎年)																																																												
⑳料金減免措置の有無	有。個人は、法人の料金の1/4となっている。																																																													
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																																													
(備考)	仮明細書/完全明細書: 特許出願時に仮明細書を添付したときは、出願日から12月以内に完全明細書を提出しなければならない。 (特許法第9条(1))																																																													

①国名	India (IN) (インド)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2001年5月11日施行(2000年法律第16号)
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (意匠法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。 (意匠法第2条(j))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居住の出願人は、公認の特許代理人を選任しなければならない。 (意匠法第43条)
	⑦出願言語	ヒンディー語、英語。 (意匠法規則 7)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日から10年。延長申請により5年延長できる。(最長15年) 第5条(6)に基づき、登録日は出願日とする。(意匠法第11条、第5条(6))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (意匠法第4条(b))
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。期間は、何れも意匠の開示日から6月。 (1) 公の又は公認の博覧会における意匠又は当該意匠を実施した物品の展示による開示 (2) 意匠所有者の黙認又は同意を得ない意匠の開示 (意匠法第21条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。(意匠法第4条、第5条(1)) (1) 新規性又は創作性のないもの (2) インド国内又はその他の国において、出願日前、又は優先日前に、有形な形態での公開若しくは使用により、又はその他の方法により一般公衆に公開されたもの (3) 周知意匠又は周知意匠の組合せから有意に識別できないもの (4) 中傷的又はわいせつな事項を含み、公序良俗に反するもの。
	⑫実体審査の有無	有。出願は、先の登録又は出願の有無が調査され、新規性及び進歩性を有するか否かについて審査される。 (意匠法第5条(1)~(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。部分意匠としては、次要性が求められる。 (1) 当該部分が個別に製造され、販売され得ること (2) その物品の購入目的のために使用する際に、当該部分の全ての特徴が視認できること(購入時には、全ての特徴を視認できる必要はない) (意匠法第2条)
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第6条(3))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (意匠法規則 2(e)、14(2))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、意匠の登録後、当該意匠の詳細が公告(公開)され、公衆の閲覧に供される。 (意匠法第7条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録後、何時でも登録の無効を請求することができる。 (意匠法第19条)

①国名	India (IN) (インド)	
	②③登録表示義務	有。登録意匠を使用している物品に対して、「登録済」、「REGD」又は「RD」の略語、及び登録証に記載の番号を表示しなければならない。(意匠法規則 26)
	②④費用 単位 INR (インド・ルピー)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 1,000 INR</p> <p>[意匠権維持に掛かる費用]</p> <p>存続期間更新料 2,000 INR</p>
	②⑤料金減免措置の有無	無。

①国名	India (IN) (インド)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年7月8日施行(2010年法律第40号)
	③地理的効力の範囲	インド国内のみ。 (商標法第1条(2))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標、地理的表示、周知商標。 (商標法第2条(1)(zb)、第61条、第69条)
	⑥商標の種類	図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装若しくは色彩の組合せ又はそれらの組合せを含む(商標法第2条(1)(m)、(zb))
	⑦出願人資格	自己が使用し又は使用の意図を有する者及び承継人(自然人、法人)。 (商標法第18条(1))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第11条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドに非居所又事業所を有しない出願人は、願書は願書に記載のインドにおける送達の宛先を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならず、インドにおける代理人を選任しなければならない。(商標法第18条)
	⑪出願言語	ヒンディー語、英語。 (商標法規則13)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。効力は、発効日から発生する。 (商標法第25条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1) 識別性を欠いている標章 (商標法第9条)</p> <p>(2) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、地理的出所、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくは役務のその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる標章</p> <p>(3) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる標章</p> <p>(4) 公衆を欺瞞するような性質又は混同を生じさせる性質の標章</p> <p>(5) ある階級又は区分のインド国民の宗教的感情を損ねる可能性があるものを含む標章又はこれからなる標章</p> <p>(6) 中傷的又は猥褻なものからなる標章又はこれを含む標章</p> <p>(7) その使用が1950年紋章名称(不適切な使用の禁止)法に基いて禁止されている標章</p> <p>(8) 商品自体の性質に由来する商品の形状のみからなる標章</p> <p>(9) 技術的成果を達成するために必要とされる商品の形状のみからなる標章</p> <p>(10) 商品の実質的価値を与える形状のみからなる標章</p> <p>(11) 単一の化学元素又は化合物の名称</p> <p>(12) WHO及び登録官により国際的に所有できない標章として発表されている名称</p> <p>(13) 先の商標に同一又は類似する標章、及び先の商標が他人名義で登録されている商品又は役務に非類似な商品又は役務について登録されるものについては、この先の商標がインドにおける周知商標であり、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の名声を不当に利用するときは、その範囲まで。</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	<p>有。周知商標には、次の要件が必要である。</p> <p>(1) 当該商品又は役務を利用する公衆の実質的な部分に周知なものとなった商標であること。</p> <p>(2) 当該商標を他の商品又は役務に関して使用した際にも、当該商標を使用する者との間に何らかの関係が存在する、と理解され得ること (商標法第11条(6)~(8))</p>
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (商標法第18条(2))



①国名	India (IN) (インド)	
⑱実体審査の有無及び審査事項		有。審査においては同一の商品又はサービス若しくは類似の商品又はサービスに関して、登録が求められている標章と同一の標章又は誤認の虞が生じるほどに類似する標章が登録上に存在するか否かが確認される。(商標法規則 38)
⑲審査請求制度の有無		有。商標登録出願の早期審査を請求するときは、請求の理由を記載した宣言書を添付して提出するとともに、手数料として出願手数料の5倍額を納付する必要がある。
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無		有。 (商標規則第34条)
㉑出願公開制度の有無		無。出願公開制度はないが、商標登録出願が受理されたときには、この受理が公告(公開)される。(商標法第20条)
㉒異議申立制度の有無		有。何人も、公告又は再公告の日から4月以内に異議申立を行うことができる。(商標法第21条)
㉓無効審判制度の有無		有。被害者(利害関係人)は、商標の無効を請求することができる。(商標法第57条)
㉔不使用取消制度の有無		有。期間は5年。登録後、継続して5年以上の期間、善意の使用がなかったときは、当該商標の取消を請求することができる。(商標法第47条(1))
㉕商標分類		国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)
㉖図形要素の分類		国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)
㉗譲渡要件		無。商標権は、営業とは関係なく譲渡することができる。(商標法第45条(1))
㉘費用 単位 INR (インド・ルピー)		[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 2,500 INR(1クラスにつき)  [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 5,000 INR(1クラスにつき)
㉙料金減免措置の有無		無。